

実技試験（個人資産相談業務）解答

【第1問】

問1 正解 ① 740,344（円） ② 276,242（円） ③ 126（円） ④ 276,368（円）

<計算の手順>

1. 老齢基礎年金の年金額（円未満四捨五入）
① 740,344）円
2. 老齢厚生年金の年金額
 - （1）報酬比例部分の額：② 276,242）円（円未満四捨五入）
 - （2）経過的加算額：③ 126）円（円未満四捨五入）
 - （3）基本年金額（上記「（1）＋（2）」の額）
 $290,055円 + 110円 = 276,368円$
 - （4）加給年金額（要件を満たしている場合のみ加算すること）
 - （5）老齢厚生年金の年金額
④ 276,368）円

<解説>

1. 老齢基礎年金は20歳から60歳までの40年間にわたり国民年金保険料を納めた場合に、65歳から満額が支給される。保険料を免除した期間の年金額は、免除の時期と免除の種類に応じて算出するが、保険料の未納期間、学生納付特例制度や保険料納付猶予制度を適用した期間のうち保険料を追納しなかった期間は、年金額の計算の対象期間に含めない。Aさんの国民年金の保険料納付期間は168月＋279月の合計、447月になる。

$$795,000円 \times \frac{168月 + 279月}{480月} = 740,344.75 \cdots \approx 740,344円$$

2. 老齢厚生年金の年金額

- （1）報酬比例部分の額（円未満四捨五入）

Aさんの2003年4月以降の被保険者月数は168月であり、平均標準報酬額30万円を用いて算出する。

$$300,000円 \times \frac{5.481}{1,000} \times 168月 = 276,242.4 \approx ② 276,242円$$

- （2）経過的加算額

経過的加算額は、下記の計算式に厚生年金保険の被保険者期間の月数を代入して求める。

経過的加算額＝1,657円×厚生年金保険の被保険者期間の月数

$$- 795,000円 \times \frac{\begin{array}{l} 1961年4月以後で20歳以上60歳未満の \\ 厚生年金保険の被保険者期間の月数 \end{array}}{\text{加入可能年数} \times 12}$$

$$1,657円 \times 168月 - 795,000円 \times \frac{168}{480} = ③ 126円$$

- （3）基本年金額（1）＋（2）

$$276,242円 + 126円 = 276,368円$$

- (4) 加給年金額 加算しない
 (5) 老齢厚生年金の年金額 ④276,368円

問2 正解

	①	②	③
○×の判定	○	×	×

<解説>

- ① 国民年金第1号被保険者と任意加入被保険者は、定額保険料に付加保険料400円を上乗せして納めることで、ひと月につき200円の付加年金を受け取ることができる。180月分支払った場合の付加年金は年額36,000円である。
 $200円 \times 180月 = 36,000円$ 。
- ② 老齢基礎年金と老齢厚生年金は、66歳以後75歳までの間で繰り下げて増額した年金を受け取ることができる。65歳1ヵ月以降ではない。繰下げによる当該年金額の増額率は1ヵ月あたり0.7%で、仮に、Aさんが75歳で老齢基礎年金の繰下げ支給を請求した場合、当該年金額の増額率は84%となる。
 $0.7\% \times 120月 = 84\%$
- ③ 小規模企業共済制度は、個人事業主が廃業等した場合に必要な資金を準備する制度であるが、本人の都合で任意に解約できる。

問3 正解

	①	②	③
記号	チ	ニ	ル

「国民年金基金は、老齢基礎年金に上乗せする年金を支給する任意加入の年金制度です。加入は口数制となっており、1口目は、保証期間のある(① 終身)年金A型と保証期間のない(① 終身)年金B型のいずれかの給付の型を選択します。2口目以降は、2種類の(① 終身)年金と5種類の確定年金のなかから選択することができます。掛金の額は、加入者が選択した給付の型や口数、加入時の年齢等で決まり、掛金の拠出限度額は月額(② 68,000)円です。なお、国民年金基金に加入している間は、国民年金の付加保険料を納付することができません。

国民年金基金の給付には、老齢年金のほかに遺族一時金があります。遺族一時金は、加入員が年金を受け取る前に死亡した場合などに、その遺族に対して支払われます。遺族が受け取った遺族一時金は、(③ 所得税と相続税のいずれの課税対象にもなりません)。

<解説>

- ① 1口目は、保証期間のある終身年金A型と保証期間のない終身年金B型のいずれかを選択する。
- ② 掛金の拠出限度額は、確定拠出年金との合計で月額68,000円である。
- ③ 遺族一時金は非課税であり、所得税と相続税のいずれの課税対象にならない。

【第2問】

問4 正解

	①	②	③
○×の判定	×	×	○

<解説>

- ① X社のROEは、8%を上回っていない。ROEは自己資本利益率ともいい、企業の自己資本に対する当期純利益の割合を示している。本問では、「純資産の金額と自己資本の金額は同じである」という記述があるため、純資産を用いて算出する。

ROE（自己資本利益率）＝当期純利益÷自己資本×100

X社：17,000百万円÷250,000百万円×100＝6.8%

Y社：24,000百万円÷290,000百万円×100＝8.275… 8.3%

- ② X社のPBRは、1を下回っていない。PBRは株価純資産倍率ともいい、株価が1株当たり純資産の何倍になっているかを示している。

PBR（株価純資産倍率）＝株価÷1株当たり当期純資産

X社：1,500円÷1,388.9円※＝1.079…≒1.08倍

※1株当たり純資産＝純資産÷発行済株式数

250,000百万円÷1億8,000万株（180百万株）＝1,388.88… 1,388.9円

Y社：2,400円÷2,900円※＝0.8275…≒0.83倍

※290,000百万円÷1億株（100百万株）＝2,900円

- ③ 配当性向は、X社のほうがY社よりも高い。配当性向は当期純利益に対する配当金の割合を示している。

配当性向＝配当金総額÷当期純利益×100

X社 6,300百万円÷17,000百万円×100＝37.058…≒37.1%

Y社 7,000百万円÷24,000百万円×100＝29.166…≒29.2%

問5 正解

	①	②	③
○×の判定	○	×	×

<解説>

- ① 売却益：(1,700円－1,500円)×500株＝100,000円

- ② 配当控除の適用を受ける場合は、総合課税を選択して確定申告する必要がある。

- ③ 社債の利子は、源泉分離課税の対象となり、その支払を受ける際に当該利子額の20.315%相当額が源泉徴収等されるが、確定申告にて申告分離課税を選択すると、株式などの上場株式の譲渡損失の金額と損益通算できる。

問6 正解 ① 0.73 (%) ② 0.86 (%)

<解説>

- ① 最終利回りは、既に発行されている債券を購入して償還期限まで保有した場合の利回りをいう。

$$\frac{0.55\text{円} + \frac{100 - 99.30\text{円}}{4\text{年}}}{99.30\text{円}} \times 100 = 0.730\cdots \div 0.73\%$$

- ② 所有期間利回りは、債券を取得してから売却までの期間の利回りをいう。

$$\frac{0.55\text{円} + \frac{99.90 - 99.30\text{円}}{2\text{年}}}{99.30\text{円}} \times 100 = 0.855\cdots \div 0.86\%$$

【第3問】

問7 正解

	①	②	③
○×の判定	×	○	×

<解説>

- ① 『退職所得の受給に関する申告書』を提出している場合は、退職所得控除額を適用した後の税額が源泉徴収されるが、当該申告書を提出しない場合には、退職金の額の20.42%相当額が源泉徴収され、確定申告で税額を精算する。
- ② 上場株式等にかかる譲渡損失を繰越控除するためには、当該損失の金額について確定申告を行う。
- ③ 所得金額調整控除は、子ども・特別障害者等を有する者等で、その年の給与等の収入金額が850万円を超える給与所得者が対象となる。Aさんには子どもがおらず、Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。

問 8 正解 ① 30（万円） ② 735（万円）

<解説>

① 雑所得の金額

確定拠出年金の老齢給付金は雑所得となり、給付の都度、老齢年金の額から7.6575%の所得税が源泉徴収され、確定申告で税額の精算を行う。確定拠出年金の老齢給付金には公的年金等控除が適用される。Aさんの公的年金等控除額は50万円であり、確定拠出年金の老齢給付金6万円に対する雑所得は発生しない。

$6 \text{万円} - 50 \text{万円} = 0$

個人年金保険契約に基づく年金収入90万円に対しては、必要経費の60万円を差し引き、差額の30万円が雑所得となる。

$90 \text{万円} - 60 \text{万円} = 30 \text{万円}$

雑所得の金額 $0 + 30 \text{万円} = 30 \text{万円}$

② 総所得金額

Aさんの給与収入の金額は900万円。給与収入から給与所得控除額を差し引いて給与所得の金額を求める。

給与所得控除額 195万円

給与所得 $900 \text{万円} - 195 \text{万円} = 705 \text{万円}$

総所得金額 $705 \text{万円} + 30 \text{万円} = 735 \text{万円}$

退職金は分離課税となるため、総所得金額には加えない。

問 9 正解

	①	②	③	④
記号	ハ	リ	ヘ	ホ

- I 「Aさんが支払った確定拠出年金の掛金は、小規模企業共済等掛金控除の対象となります。Aさんが適用を受けることができる小規模企業共済等掛金控除の控除額は、(① 12) 万円です」
- II 「Aさんは、妻Bさんについて配偶者控除の適用を受けることが (② できません)」
- III 「母Cさんは、老人扶養親族のうち同居老親等に該当します。Aさんが適用を受けることができる扶養控除の控除額は、(③ 58) 万円です」
- IV 「Aさんの合計所得金額は2,400万円以下であるため、基礎控除の控除額は (④ 48) 万円となります」

＜解説＞

- ① 確定拠出年金の掛金は、その全額が小規模企業共済等掛金控除の対象となる。
- ② Aさんの合計所得金額は1,235万円であり、1000万円を超えているため、配偶者控除を適用することができない。

総所得金額：735万円（問8②より）

退職所得：500万円

合計所得金額：735万円＋500万円＝1,235万円

合計所得金額とは、給与所得・公的年金等に係る雑所得・事業所得などの所得金額を合計した金額（純損失または雑損失などの繰越控除を適用する前の金額）をいう。合計所得金額には、退職所得や土地・建物等の譲渡所得など、分離課税される所得も含まれる。

- ③ 控除対象扶養親族とは、扶養親族のうち、その年12月31日現在の年齢が16歳以上の人をいう。母Cさんの公的年金等控除額110万円を差し引くと合計所得金額はゼロとなる。母Cさんは70歳以上かつ同居しているため、Aさんは58万円の扶養控除を受けることができる。

区分		控除額
一般の控除対象扶養親族		38万円
特定扶養親族		63万円
老人扶養親族	同居老親等以外の者	48万円
	同居老親等	58万円

- ④ 基礎控除は、納税者本人の合計所得金額に応じてそれぞれ次の金額となる。

納税者本人の合計所得金額	控除額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円

【第4問】

問10 正解 ① 600 (㎡) ② 1,800 (㎡)

<解説>

① 建蔽率の上限となる建築面積

準防火地域に耐火建築物または準耐火建築物等を建築する際、建蔽率が10%緩和される。

また、甲土地は特定行政庁が指定する角地であるため、建蔽率が10%緩和される。

$$20\text{m} \times 30\text{m} \times (80\% + 10\% + 10\%) = 600\text{m}^2$$

② 容積率の上限となる延べ面積

前面道路が2以上ある場合は広い方を用いる。前面道路は7mで、12m未満であるため前面道路幅員による容積率の制限が適用される。

指定容積率 300%

前面道路幅員による容積率の制限 $7\text{m} \times 6 / 10 = 420\%$

∴300%

$$20\text{m} \times 30\text{m} \times 300\% = 1,800\text{m}^2$$

問11 正解

	①	②	③
○×の判定	○	×	○

<解説>

① 事業用定期借地権を設定する場合には、必ず公正証書によって契約を行う必要がある。

② 居住用の施設を有する建物を建築する場合には、事業用定期借地権を設定することができない。

③ 記述のとおり。

問12 正解

	①	②	③
○×の判定	×	×	○

<解説>

① 定期借地権を設定した場合でも、土地については所有者であるAさんに納税義務があり、甲土地上の建物については借地権者がその登記をしており、借地権者に納税義務がある。

② Aさんの相続が開始した場合は、相続税額の計算上、甲土地は貸宅地として評価される。

③ 定期借地権は更新することはできないが、地主と借地権者の合意のもと、借地借家法で定められた事業用定期借地権の存続期間内で存続期間を延長することや、再契約することができる。

【第5問】

問13 正解

	①	②	③
○×の判定	○	○	×

- ① 公正証書遺言の証人には、受遺者（財産をもらう人）、配偶者および直系血族（祖父・母・両親・子・孫等）などの推定相続人等は証人になることができない。
- ② 法務局に保管された自筆証書遺言は、家庭裁判所における検認が不要である。
- ③ 遺言執行者は、未成年や破産者でない限り推定相続人であっても問題はない。

問14 正解 ① 4,800（万円） ② 500（万円） ③ 2,400（万円）

(a) 相続税の課税価格の合計額	1億8,800万円
(b) 遺産に係る基礎控除額	(① 4,800) 万円
課税遺産総額 ((a) - (b))	1億4,000万円
相続税の総額の基となる税額	
妻Bさん	1,400万円
長女Cさん	(② 500) 万円
長男Dさん	500万円
(c) 相続税の総額	(③ 2,400) 万円

<解説>

- ① 遺産に係る基礎控除額は、3,000万円＋600万円×法定相続人の数の算式にて求める。
法定相続人は、妻Bさん、長女Cさん、長男Dさんの3人であり4,800万円となる。
 $3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times 3\text{人} = 4,800\text{万円}$
課税価格の合計額から遺産に係る基礎控除額を差し引き、課税遺産総額を求める。
相続税の総額は課税遺産総額を法定相続分で仮分割を行い、相続税の速算表に当てはめて算出した額を合計して求める。

課税遺産総額：1億4,000万円

$$\text{妻Bさん} : 1\text{億}4,000\text{万円} \times \frac{1}{2} = 7,000\text{万円}$$

$$7,000\text{万円} \times 30\% - 700\text{万円} = 1,400\text{万円}$$

$$\text{② 長女Cさん} : 1\text{億}4,000\text{万円} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = 3,500\text{万円}$$

$$3,500\text{万円} \times 20\% - 200\text{万円} = 500\text{万円}$$

$$\text{長男Dさん} : 1\text{億}4,000\text{万円} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = 3,500\text{万円}$$

$$3,500\text{万円} \times 20\% - 200\text{万円} = 500\text{万円}$$

- ③ 相続税の総額

$$1,400\text{万円} + 500\text{万円} + 500\text{万円} = 2,400\text{万円}$$

問15 正解

	①	②	③	④
記号	ニ	リ	ル	ロ

- I 「遺言により上場株式のみを長女Cさんに相続させる場合、長女Cさんの遺留分を侵害する可能性があります。仮に、遺留分を算定するための財産の価額を2億4,000万円とした場合、長女Cさんの遺留分の金額は、(① 3,000) 万円となります。なお、遺留分侵害額請求権は、長女Cさんが相続の開始および遺留分を侵害する贈与または遺贈があったことを知った時から (② 1年) 間行使しないときは、時効によって消滅します」
- II 「妻Bさんが『配偶者に対する相続税額の軽減』の適用を受ける場合、原則として、妻Bさんが相続により取得した財産の金額が、妻Bさんの法定相続分相当額と1億6,000万円のいずれか (③ 多い) 金額を超えない限り、妻Bさんが納付すべき相続税額は算出されません」
- III 「長男Dさんが自宅の敷地および建物を相続により取得し、自宅の敷地（相続税評価額7,000万円）について、特定居住用宅地等として限度面積まで『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けた場合、相続税の課税価格に算入すべき当該敷地の価額は (④ 1,720) 万円となります」

<解説>

- ① 長女Cさんの民法上の相続分は $\frac{1}{4}$ 、遺留分の $\frac{1}{2}$ を加味すると $\frac{1}{8}$ が長女Dさんの遺留分である。

$$2億4,000万円 \times \frac{1}{8} = 3,000万円$$

- ② 遺留分侵害額請求権は、相続の開始および遺留分を侵害する贈与または遺贈があったことを知った時から1年間行使しないときは時効によって消滅する。
- ③ 『配偶者に対する相続税額の軽減』の適用を受ける場合、法定相続分相当額と1億6,000万円のいずれか多い金額を超えない限り、納付すべき相続税額は算出されない。
- ④ 特定居住用宅地等に該当する宅地等は、330㎡までが小規模宅地等の特例の対象となり、減額される割合は80%である。

$$\text{自宅敷地} : 7,000万円 - 7,000万円 \times \frac{330\text{㎡}}{350\text{㎡}} \times 80\% = 1,720万円$$